

ジェンダー法学会 西尾学術奨励賞を受賞して

近江 美保

法学研究所の先生方、お変わりありませんでしょうか。

去る12月7日、奈良女子大学で開催されたジェンダー法学会において、拙著『貿易自由化と女性—WTOシステムに関するフェミニスト分析』が西尾学術奨励賞をいただきましたので、ご報告申し上げます。

この本は、同じタイトルで2010年に神奈川大学法学研究科に提出した学位論文を書き直し、2013年6月に刊行したものです。改めて、指導教授の阿部浩己先生、審査委員を務めていただいた山崎公士先生、小森田秋夫先生、井上匡子先生、細田孝一先生をはじめとする研究科の先生方に心からお礼申し上げます。上記のジェンダー法学会では、前日に井上先生にお目にかかることができ、授賞式は小森田先生が見守ってくださいました。

西尾学術奨励賞は、『ジュリスト』の編集長も務められた西尾みちみさんのご寄付により、「ジェンダーと法に関して優れた研究を行った若手研究者・実務家に対して」「ジェンダーと法分野の若手研究者・実務家の研究を奨励促進する」ために与えられるものです。2004年刊行の書籍から選考対象となっており、今回は第7回、8人目の授賞となりました。社会人としてかなりの年月を過ごしてから博士後期課程に入った私は、「業績公刊時に原則として40歳未満」という基準を大きく超えていましたが、「但し、年齢については研究歴を考慮する」という例外規定のおかげで、受賞することができました。

思い返せば、私がこの論文を書くことになった出発点は、学部学生時代に留学した米国で女性学に出会ったことにあるといえます。それから、(年齢がバれますが)ほぼ30年間、「女性」というものに関心を持ちながら生きてきました。なぜかといえば、留学して最初の学期にとった「Women's Studies (女性学) 101」という授業で、「女性について学ぶこと

ておもしろい！」ということに気づいてしまったからだと思います。その後、紆余曲折はあったものの、日本で女性差別撤廃条約のNGOに関わり、その関係で米国の大学院で「女性と公共政策」を学ぶために2度目の留学をし、帰国してからは横浜市の男女共同参画センターの職員として働くという、気がつけば、いつも「女性」に関わる道を選んでいました。

神大の博士後期課程で改めて学ぶことになったのは、仕事の傍ら、非常勤講師として、大学で国際関係とジェンダーについて教え始めたことがきっかけです。教えるようになってから、きちんと学び直すことの必要性を感じるようになり、女性差別撤廃条約関係の研究会等でご一緒させていただいていた阿部先生にご指導をお願いすることになりました。

昨年秋に日本平和学会の分科会で「大学でジェンダーを教えるということ」という報告をすることになり、これまでの自分の授業を振り返る機会を得ました。その中で改めて認識したのは、初期の授業では「世界中で女性はこんなにもさまざまな問題に直面している！」という、さながら「世界の女性についてのショック療法」だったものが、次第に「ジェンダーから社会を見る・見直す」ものへと授業の力点が変わっていったことです。それまでの「女性」へのこだわりが、大学院で学ぶ中で、男女二分法とジェンダーという分析視点によって整理され、不十分ながらも理論的に捉えることができるようになったことの表れなのかもしれません(と、本人は単純にも思っています)。

このような経験をしながら書いた『貿易自由化と女性』は、表面からは見えないジェンダー(社



会的な女性と男性の関係性) というものが、いかに現在の自由貿易システム、人々の生活、そして国際法システムの中に組み込まれているのかということについて、自分なりに探り、考察することへの挑戦でした。この挑戦は、自分で設定した課題が大きすぎて、未だに成功したとはいええない状態ですが、論文を執筆する中で学んだこと、認識できたことが、研究者としての私の基礎を作ってくれたと思っています。具体的には、まず、数多くのフェミニズムやジェンダー研究の蓄積に触れ、改めて「女性」あるいは「ジェンダー」という切り口のおもしろさ、奥深さ、そして(女性に限らず)人間を尊重するための学問を作ろうとする意志に貫かれていることを再確認できたことが挙げられます。また、利益を目的として作られてきた経済学や貿易自由化を含む経済政策が社会の中で抱える矛盾について、ある程度整理できたこと、さらには、学部時代から自分の専門が「国際〇〇」ではあるけれども、〇〇の中身がよくわからないままきてしまった私にとって、「国際法」というものをひとつの拠りどころとして選び直すことができたこともここに含まれます。

フェミニズムやジェンダーを学ぶことで「見えないものを見る」面白さをもっとたくさんの人に知ってもらいたい、学生にも伝えたいと思うと同時に、最近、いわゆる代替的な視点を示すというフェミニズムやジェンダー研究の役割が、より重要になってきているのではないかと思うことが多々あります。私も、この分野にはまってしまった(!)者のひとりとして、また今回の奨励賞をいただいた者として、その役割を少しでも説得力のある形で果たせるよう、研究者として成長していきたいと願っています。

幸いにも昨年4月から長崎大学に新設された多文化社会学部に就職することができ、専任教員としての生活が始まりました。名称から想像できるように、

この学部は、多文化かつ法学、政治学、経済学から、社会学、文化人類学、言語学、歴史学、宗教学等々までを含む多分野複合型の構成になっています。もともと文系学部が教育学部と経済学部しかなかった大学なので、図書館に行ってもデータベースを検索しても、ほしい資料が手に入らず、神大の図書館が懐かしくなることもしばしばです。学部の法学関係の教員も3人のみ(うちひとり、他部局との兼任)で、しかも全員が国際法。法学概論もありませんし、国際法や私の担当する国際人権論もそれぞれ1学期1コマの授業しか割り当てられていません。新設学部ですので、2014年度はまだ1年生しかおらず、専門科目の授業も始まっていないのですが、しばらくは手探りの状態が続きそうです。

長崎は、キリスト教の伝来と弾圧、出島に代表される異文化との窓口、そして原爆と、数奇な運命をたどってきた街です。せっかく長崎に住む機会を得たのですから、歴史と史跡とそこで続く暮らしについても学びたいと思っていますが、残念ながら、なかなかその余裕がありません。横浜と同じ港町と言われますが、海と山に挟まれた長崎は土地が狭いため、港も町も横浜に比べればこぢんまりしており、街の中心部付近のたいいていの場所には歩いていくことができます。

博士後期課程の学生として、また非常勤講師として8年間通った神大は、今では私の思い出深い場所となりました。法学研究所の先生方には、今後も折に触れご指導いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。長崎にお越しになる機会がありましたら、是非、ご連絡ください。

(元法学研究所特別研究員、長崎大学多文化社会学部准教授)